

## 4 健康危機における 健康確保対策



#### 4 健康危機における健康確保対策

阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災などの大規模地震、台風等による水害や原子力災害などの生命の安全や健康の確保に影響を及ぼす大規模災害の発生、腸管出血性大腸菌<sup>オー</sup> O157 のまん延などの重大かつ大規模な食中毒の発生、新型インフルエンザなどの新興感染症の流行など、近年多くの健康危機が発生しています。

大規模災害がひとたび発生すれば、多くの人的・物的被害が生じるため、大規模災害発生に備えた取組や災害時における健康被害の防止に向けた迅速かつ的確な取組が必要です。

#### 〈大規模災害〉

東日本大震災では、医療機関の被災や交通途絶による慢性疾患患者の医療中断、避難所における不適切な栄養摂取状況、喫煙・飲酒の摂取量の増加、インフルエンザなどの感染症の発生、睡眠障害や不安、抑うつ症状の増加、高齢者の生活不活発病の増加、口腔内の不衛生など様々な健康上の二次被害が生じました。このため、日頃からの備えや関係機関の連携をはじめ、災害時の健康被害を防止するための適切な対策を進める必要があります。

#### (1) 現状 (P150、P151 図表参照)

県内では、平成7年1月「阪神・淡路大震災」以降、平成16年10月の「台風23号による水害等(豊岡市、洲本市、南あわじ市、淡路市)」、平成17年4月の「JR福知山線脱線事故」、平成21年8月の「台風9号による水害等(佐用町、宍粟市、朝来市)」が発生しています。

県民が「特に不安に感じている災害」は、東日本大震災の発生の影響を受けて「地震・津波」が約9割と突出していますが、「感染症」、「水害」、「放射能汚染」も約5割と多くなっています。

また、家庭において災害時に備えて非常用食糧等を備蓄している世帯は“用意している”が41.9%で平成10年から10.8ポイント増加しており、圏域では、神戸、阪神南、阪神北の順に多くなっています。備蓄内容は、飲料水、主菜となる食品、カセットコンロ等の熱源、主食となる食品の順に多くなっています。

本県では、阪神・淡路大震災以降、災害時の地域保健福祉活動ガイドラインの整備をはじめ、災害時対応マニュアルの作成など、災害時の対応に先導的に取り組んできました。新潟中越地震や東日本大震災では、他府県に先駆けて保健活動従事者を派遣し、避難所での支援活

動、家庭訪問やこころのケアセンターと連携したこころのケア等を実践する中で、「想定を超える災害への備え」をはじめ、新たに明らかになった課題に対応するため、ガイドラインなどの改定を進めています。

さらに、阪神・淡路大震災を契機に発足した兵庫県給食施設協議会においては、緊急時に病院や社会福祉施設等の利用者に対し、相互応援により食事提供等を支援する等の体制づくりを推進しており、東日本大震災においても介護食の無償提供の支援を行ったところです。

県、市町をはじめ、その他の防災関係機関や県民の役割の明確化を図るとともに、災害への備えに万全を期するため、日頃からの備蓄の必要性等の普及啓発を強化し、災害に備えた体制の整備、災害発生時の二次的な健康被害を防止するための支援などの準備に取り組む必要があります。

## (2) 課題

- ① 高齢者、乳児、疾病など個々人の心身の状況に応じた食料、飲料水、常備薬の備蓄等の重要性の周知
- ② 避難生活における栄養摂取の偏り、高齢者の生活不活発病の発症、口腔内の不衛生など、被災者の二次的な健康被害を防止する対策の促進
- ③ 医療ニーズが高い患者・障害者への災害発生に備えた市町及び医療機関等の連携による支援

## (3) 推進方策

地震や台風等による大規模災害に対する備えや二次的な健康被害の発生を防止するため、県民・関係機関に対し、非常食の備蓄をはじめ必要な知識の普及啓発や、災害発生時の対応マニュアル等の充実を図ります。

### 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	41.9% (平成20年度健康食生活実態調査)	60%以上※ (平成28年)
災害時保健指導マニュアル策定市町数の増加	8市町 (19.5%) (平成24年度健康増進課調)	41市町 (100%)
在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針にもとづく個別災害対応マニュアルの作成割合の増加	75.1% (平成24年疾病対策課調)	100%

※食育推進計画（第2次）

## 【主な推進施策】

## ① 災害時に備えるための必要な知識の普及啓発

大規模災害等により健康危機が生じた場合に県民自身が健康を守るためには、乳幼児、妊産婦、高齢者などライフステージの特性や、糖尿病・高血圧、摂食嚥下<sup>えんげ</sup>障害を持つ人など、個々人の状況に応じた備えが必要です。食料、飲料水の備蓄をはじめ、常備薬の管理・確保、医療機関の連絡先の把握等について、あらゆる機会を通じて普及啓発を行い、健康意識の向上を図ります。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 災害に備えた備蓄の必要性等認識の向上 等
関係団体等	・ 各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発 等
事業者	・ 各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発 等
市町	・ 地域団体等を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発 等
県	・ 地域団体等を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発 等

## ② 災害時の地域保健活動ガイドラインの整備

災害発生時に適時的確に健康被害の防止対策を実施するため、災害時の地域保健活動ガイドライン等の整備・充実を行います。また、市町における災害時保健指導マニュアルの策定を推進するなど、関係機関と連携した対策を実施し、研修・訓練を通じて実践力を高めるとともに、県民や職員の意識向上を図ります。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・ 災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 等
事業者	・ 事業者における災害発生時の活動指針の整備 等
市町	・ 市町における災害発生時の活動指針の整備 ・ 災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 ・ 災害時保健指導マニュアルの策定 等
県	・ 災害時地域保健活動ガイドラインの整備・充実 ・ 市町災害時保健指導マニュアル策定への支援 等

## ③ 災害時における要援護者への支援

疾病や障害があるため避難行動・避難生活を行うことが困難な要援護者を、災害発生時、健康被害から守るため、要援護者の把握・名簿作成、支援計画等の整備（要援護者情報の取りまとめ、病状のために避難が困難な者に対する事前の対応協議等）を推進します。

また、在宅人工呼吸器装着難病患者や在宅人工透析患者等の医療ニーズが高い地域で生活している者を健康被害から守るため、市町及び関係機関と連携し、災害時対応マニュアル策定をはじめ、平常時からの支援体制づくりに取り組みます。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（必要時）災害時要援護者名簿記名への協力、記名依頼</li> <li>・（必要時）災害時対応マニュアル策定への協力 等</li> </ul>
関係団体等	<p>〈医師会、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署 等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の名簿、病状、要介護度、障害程度に関する情報の共有</li> <li>・災害時における安否確認などの支援</li> </ul> <p>〈医療機関等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時対応マニュアル策定への協力・連携と活用 等</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における安否確認などの支援・協力</li> </ul> <p>〈メンテナンス業者等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時対応マニュアル策定への協力 等</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の把握・名簿作成、関係機関との共有</li> <li>・支援計画作成、支援体制の整備</li> <li>・災害時対応マニュアル策定への協力・連携と活用 等</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援計画作成、支援体制の整備に関する支援</li> <li>・災害時対応マニュアルの策定 等</li> </ul>

#### ④ 災害時の二次的健康被害予防のための知識の普及及び避難所等での保健指導等の実施

避難生活等による栄養摂取の偏り、喫煙、飲酒の摂取量の増加、睡眠障害や不安、抑うつ症状、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生による誤嚥性肺炎などを防止するため、関係団体等の協力を得て正しい知識を普及します。

また、これら被災者の二次的な健康被害を予防するため、被災者に対して保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアなどの相談・指導を行うとともに、避難所での感染症の流行防止のため、衛生管理や、環境整備に取り組みます。

#### 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の利用 等
関係団体等	〈医療機関、薬局等〉 ・ 被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 等
事業者	・ 健康管理に必要な物資の供給への協力 等
市町	・ 避難所入所者の健康状況の把握と健康相談の実施 ・ 在宅被災者に対する家庭訪問の実施 ・ 被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 ・ 避難所における感染症や生活不活発病等の発生を未然に防止するための衛生管理、環境整備の実施 等
県	・ 被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導 ・ 避難所における感染症の発生を未然に防止するためのサーベイランス、衛生管理、環境整備の実施 等

**〈食中毒〉**

近年、腸管出血性大腸菌などを原因とする食中毒患者の死亡事例やノロウイルスなどによる規模の大きい食中毒が頻繁に発生していることから、集団給食施設、弁当調製施設などにおける食中毒発生の未然防止と発生時の迅速な拡大防止に取り組む必要があります。

**(1) 現状** (P152 図表参照)

県内では、平成 23 年に 52 件の食中毒事件が発生しており、患者数は 832 人にのぼっています。

**(2) 課題**

**食中毒の未然防止を目的とした、適切な措置等の正しい知識の普及、事業者への指導**

**(3) 推進方策**

重大かつ大規模な食中毒発生の未然防止、発生時の拡大防止を図るため、適切な措置等の正しい知識について、県民及び事業者への普及啓発やリスクコミュニケーションを推進し、事業者への指導を行います。

**【目標】**

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
1 事件当たり患者数が 50 名を超える食中毒の発生をなくす	3 件 (平成 23 年度発生件数)	0 件
学校給食を原因とする食中毒発生をなくす	0 件 (平成 23 年度発生件数)	0 件

**【主な推進施策】****① 食中毒予防に対する必要な知識の普及促進**

食中毒の発生を未然防止するため、出前講座等により、食中毒予防に必要な知識の普及啓発を図ります。また、関係団体等との連携のもと、食品に存在する危害要因と二次汚染を防止するための適切な措置等の正しい知識の普及を促進します。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 食中毒予防に関する正しい知識の習得 等
関係団体等	・ 食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発 等
事業者	・ 施設の衛生管理や従事者の健康管理の徹底、衛生意識の向上など衛生教育への参加 ・ 食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発 等
市町	・ 事業等を活用した食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発 等
県	・ 衛生講習会・出前講座等による食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発 等

## ② リスクコミュニケーションの推進

食の安全安心の確保については、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者が相互に情報、意見を交換し、県民の意見を施策に反映していくリスクコミュニケーションが大切です。

食の安全安心フェア等で、県民、事業者、行政等が相互に意見交換を行う場を設けることにより、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 意見交換を行う場への参加、情報・意見交換 等
関係団体等	・ 意見交換を行う場への参加、情報・意見交換 等
事業者	・ 意見交換を行う場への参加、情報・意見交換 等
市町	・ 意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換 ・ 施策への反映 等
県	・ 意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換 ・ 施策への反映 等

## ③ 拡大防止のための事業者等への指導

食中毒の拡大を防止するため、24時間365日の健康危機管理体制のもと、平常時だけでなく休日夜間も県民等からの食中毒（疑い含む）に関する通報を受け付け、健康福祉事務所（保健所）が迅速に対応するとともに拡大防止策を講じるため事業者等へ適切な指導を行います。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 食中毒が疑われる場合の速やかな健康福祉事務所(保健所) への通報 等
関係団体等	—
事業者	・ 食中毒が疑われる場合の速やかな健康福祉事務所(保健所) への通報 等
市町	〈政令指定都市・中核市〉 ・ 原因究明に向けた調査の実施 ・ 拡大防止に向けた事業者等への指導 等
県	・ 原因究明に向けた調査の実施 ・ 拡大防止に向けた事業者等への指導 等

## ④ 食品衛生に関する事業者への監視指導

食品衛生法に基づく飲食店等食品関係事業者に対する許認可事務を行うとともに、食品の表示や規格基準の徹底等の監視指導を推進していきます。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	—
事業者	—
市町	〈政令指定都市・中核市〉 ・ 飲食店等、食品衛生に関する事業者への監視指導の実施 ・ 食品の適正表示に関する監視指導の実施 等
県	・ 飲食店等、食品衛生に関する事業者への監視指導の実施 ・ 食品の適正表示に関する監視指導の実施 等

## 〈感染症〉

感染症には、感染力は低いものの人に重篤な影響を与えるものや症状は重篤ではないものの爆発的な感染力により多くの人に影響を与えるもの等、様々なタイプがあります。現代生活は、人や物の移動の高速化によって感染症が短期間に広範囲に広がる可能性があり、ひとたび発生すれば個人の健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。そのため、日頃から感染症を予防するための取組を推進する必要があります。

### (1) 現状 (P153 図表参照)

本県では平成15年5月に発生したSARS患者の県内旅行事例の経験から、マニュアルの改訂、近隣府県との連携強化、医療体制の充実、患者発生を想定した実地訓練の実施など、感染症対応体制の強化に取り組んできました。

また、平成21年5月には、国内で第1例目の新型インフルエンザの感染者が神戸で確認され、その後、感染拡大を経験したことから、県では「新型インフルエンザ検証委員会」を設置して対応状況の検証と新たな対応策等を検討するなど、新型インフルエンザ対策の充実強化や県民の安全・安心のための備えの充実対策に取り組んできました。

県内の感染症法に基づく全数報告対象疾患(3・4・5類)の平成23年の届出数は、腸管出血性大腸菌感染症(O157)<sup>オー</sup>等の3類感染症が124件、レジオネラ症等の4類感染症が65件、麻しん等の5類感染症が175件となっています。

県民のインフルエンザの患者発生状況は、例年1月下旬頃に流行のピークを迎えています。なお、平成21年は、新型インフルエンザの影響により、例年の年末から2月にかけてのピークと異なり、10月末(44週)に流行のピークを迎えました。

結核の罹患率(1年間の新規患者の割合)は、全国と同様に減少傾向にあります。平成23年の新規患者は全県で1,140人(罹患率20.4)と、現在も多くの患者が発生しています。

これらの状況を踏まえ、感染症に関する正しい知識の普及、調査及び情報提供、感染拡大防止の指導、予防接種の実施に取り組む必要があります。

## (2) 課題

感染症に関する正しい知識の普及、感染症の発生動向調査及び情報提供、感染拡大防止の指導の徹底

## (3) 推進方策

感染症の発生やまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及、発症予防のための予防接種の実施の推進と、感染症が発生した場合の集団への健康被害を防止するための発生動向の把握や患者・家族への相談指導を進めます。

## 【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
家庭での感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 86.1% うがい 74.2% マスク 49.4% ワクチン接種 40.4% <small>(平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)</small>	手洗い 95% うがい 89% マスク 59% ワクチン接種 48%
腸管出血性大腸菌感染症(〇157) <sup>オー</sup> の集団発生をなくす	2件 <small>(平成23年度疾病対策課調)</small>	0件
定期予防接種の接種率の増加	再掲(1 生活習慣病予防等の健康づくり〈乳幼児期〉参照)	
予防接種を実施する人の割合の増加(インフルエンザ)	再掲(1 生活習慣病予防等の健康づくり〈高齢期〉参照)	

## 【主な推進施策】

## ① 感染症予防に対する必要な知識の普及啓発

多くの感染症は、個人の予防行動によって発症を防ぐことができます。

正しい知識の普及啓発が最大の感染予防につながるため、関係機関と連携した、地域の実状に応じたきめの細かい啓発を推進します。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 感染症予防に対する正しい知識、適切な個人予防法の習得（手洗い・うがいの励行、人混みでのマスク着用、予防接種等）
関係団体等	〈医療関係団体、教育機関、社会福祉施設等の施設長等〉 ・ 正しい知識の普及啓発 等
事業者	・ 感染症の予防に関する知識及び技術の習得 ・ 動物等の適切な管理 等
市町	・ 正しい知識の普及 ・ 地域住民への情報提供 等
県	・ 正しい知識の普及、情報提供 ・ 人材の養成や資質の向上と確保 等

## ② 予防接種の実施（再掲）

予防接種を着実に実施するため、市町、医師会等関係機関と連携し、広域的实施などかかりつけ医による個別接種を推進します。特に、高齢期には、感染症に対する抵抗力が弱くなり、感染による重症化や死亡を防ぐため、インフルエンザ等の予防接種の実施や感染予防に関する普及啓発を進めます。また、新型インフルエンザ発生時における、特別措置法に基づく住民接種について、県内で円滑な実施ができるよう、国、医療機関等と連携して各市町における接種体制整備に努めます。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 予防接種の受診 等
関係団体等	〈医療機関、教育機関等〉 ・ 予防接種の実施への協力 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及 等
事業者	・ 予防接種に関する正しい知識の普及への協力 等
市町	・ 予防接種の実施 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及 等
県	・ 予防接種の実施への支援 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及 等

## ③ 病原体サーベイランスの取組と相談指導の強化

近年、動物由来のインフルエンザが人から人に感染するタイプに変異した新型インフルエンザが流行する等、新興・再興感染症等の世界的な流行（パンデミック）が懸念されています。

感染拡大の早期探知や県民への正確な情報提供を行うため、医療機関、学校等の協力を得て、感染症発生動向の把握や病原体検出情報の収集（病原体サーベイランス）システムの機能充実を図ります。

また、感染症が発生した場合に、患者が適切な医療を受けられるための支援や感染拡大防止のために必要な指導、接触者の健康診断等を実施します。

特に、麻しんについては、WHOの排除基準を満たすよう、予防接種、遺伝子検査による診断、患者発生時の接触者対応などをより一層推進します。

## 【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 感染症発生情報の提供への協力 等
関係団体等	〈医療機関等〉 ・ 感染症発生情報の提供 〈学校、施設等〉 ・ 感染症発生情報の提供 ・ 感染拡大防止のための休業 等
事業者	・ 感染症発生情報の提供への協力 ・ 感染拡大防止のための休業 等
市町	・ 感染症発生情報の提供への協力 ・ 発生時の相談窓口の設置、情報提供 等
県	・ 実施体制の整備 ・ 相談窓口の設置 ・ 感染症に関する情報の収集、解析・評価及び情報提供 ・ 感染症の発生状況及び動向の把握 ・ 患者への受診支援、相談指導の実施 ・ 接触者の検診 等